

平成28年度事業報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日

公益財団法人鳥取県暴力追放センター

事業	事業内容
<p>第1 広報・啓発</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るための活動を行った。</p> <p>1 「暴力追放鳥取県民大会」の開催 11月1日、とりぎん文化会館において、「第25回暴力追放鳥取県民大会」を県警と共催（参加者約500人）</p> <p>2 宣伝、普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関紙「暴追とっとり」第47号、第48号の発行 ※ 47号2万7500部、48号2万7750部 ○ ポスター・チラシの製作・頒布 ※ 合計4100部 ○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼、及び日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等 ○ 責任者講習「受講修了書」及び「賛助会員証」（ステッカー）掲示運動の推進 ※ 新規賛助会員 12団体（16口）、個人3人（6口） ○ 広報塔による広報 既設広報塔（5基）の管理及び広報塔2基の盤面文字等の改修（淀江広報塔、白兔広報塔） ○ 路線バスへのラッピング（米子市）広告掲載 ○ 夏・秋の防犯運動時における広告掲載 <p>3 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演 警察との分担 ※ 実施回数22回（前年比+1回）</p> <p>4 情報公開・広報 インターネット（平成21年4月ホームページ開設）による情報公開、広報 ※ 適宜内容を更新</p> <p>5 表彰 暴力団排除活動の功労者（団体）等の積極的な表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内表彰 暴力追放県民大会における県警察本部長・暴追センター理事長連名表彰 ※ 11月1日、団体2、個人3、感謝状個人1 ○ 管区表彰

	<p>「中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会」定例連絡会における中国管区警察局長、同協議会会長連名表彰</p> <p>※ 10月19日、団体1、個人1</p> <p>○ 全国表彰</p> <p>「全国暴力追放運動中央大会」における警察庁長官、全国暴力追放運動推進センター会長、連名表彰</p> <p>※ 11月29日、個人1</p> <p>6 その他</p> <p>○ 政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の啓発</p> <p>○ 鳥取県暴力団排除条例の普及と活用（H23.4.1施行）</p>
<p>第2 組織活動支援</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動等への支援を行った。</p> <p>1 地域、職域暴排組織が行う、「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、資料提供等</p> <p>※ 22回実施</p> <p>2 地域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動</p> <p>○ 暴断連結成の支援</p> <p>10月17日、鳥取西道路安全協議会（加盟約50社）による「暴力団お断り連盟（暴断連）」結成の支援</p> <p>3 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する、暴追センター、県警察、県弁護士会（民暴対策委員会）による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等</p> <p>※ 暴追センター、県警察、県弁護士会（民暴対策委員会）の三者間の情報交換等による連携の強化を図るため予定していた「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」は大雪で中止</p> <p>4 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大</p> <p>※ 新規賛助会員 12団体（16口）、個人3人（6口）</p>
<p>第3 暴力追放相談</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為に関する相談について、「暴力追放相談委員」による受理、申立人（相談者）の立場に立った的確な処理及びフォローを行った。</p> <p>※ 相談受理件数 164件（前年対比-181件）</p> <p>※ 2月13日、暴力団情報検索システムの更新による、個人情報漏えい等に対するセキュリティ強化</p> <p>2 臨時暴力相談所の開設</p> <p>1月23日、県公安委員会が県暴力団排除条例に基づき、用心棒代名目の金銭授受行為を行っていた暴力団員と飲食店経営者に対</p>

	<p>して、勧告を実施したことに伴い、同種事案把握のために、2月24日、暴追センター、県警察、県弁護士会（民暴対策委員会）と合同で米子市において「臨時暴力相談所」を開設した。</p> <p>※ 相談件数3件</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務ネットワーク「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター（法テラス）鳥取」と連携 ○ 暴追センター、県警察、県弁護士会（民暴対策委員会）で組織する「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」での緊密な連携 ○ 積極的に県内の企業等に対して企業パトロールの実施
<p>第4 少年被害防止対策 ～少年を暴力団から守る活動～</p>	<p>1 少年に対する暴力団の影響を排除するため、暴力追放相談委員による相談申出人に対する助言、暴力団の影響を受け又は受ける虞のある少年に対する指導、少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きかけ、広報を的確に行った。</p> <p>2 風営適化法38条の「少年指導委員」に対する研修 11月9日、「少年健全育成指導員等研修会」において少年指導委員等に対する講演を行った。</p>
<p>第5 暴力団離脱者援助 ～社会復帰対策～</p>	<p>1 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるため、「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」の会員等と連携を図りながら、相談申出人に対する助言、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就業相談、離脱希望者やその家族等に対する離脱のノウハウの教示等を的確に行った。</p> <p>※ 離脱者の生活支援相談 1件（前年比+1件）</p> <p>2 上記協議会事務局として、受入事業所の拡大に努めた。</p> <p>3 平成28年2月に締結した「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」について、当初の14都府県から21都府県に拡大し、情報共有等を行った。</p>
<p>第6 委託講習 ～不当要求防止責任者講習～</p>	<p>鳥取県公安委員会から受託した暴力団対策法第14条第2項の「不当要求防止責任者講習」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施状況 31回（前年比-4回）、678人（-162人） ○ 各種業界、事業所等へ積極的な働きかけをして、未選任事業所に対する「選任届」の推奨と、選任時講習の計画的な実施 ○ 講習教材10種類の配布、DVD4種類による教養、弁護士による講話等による充実 <p>※ 鳥取県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士の講話12回（前年比+6回）</p>

<p>第7 被害者救援</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の被害者の保護、救済を図るため、次の事業について、講習や講演等で事業の広報に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金の支給」 ※ 支給件数0件 ○ 暴力団を相手とする各種民事訴訟の当事者に対する「訴訟費用の無利子貸付」 ※ 貸付件数0件 ○ 民事介入暴力事案に対する民暴弁護士の紹介 ※ 該当事件・事案0件 <p>2 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」の関係組織と連携し、的確な業務を推進した。</p>
<p>第8 組事務所使用差止請求</p>	<p>指定暴力団等の組事務所使用差止訴訟請求関係業務について、法令研究、広報等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 使用差止請求件数0件
<p>第9 調査研究等</p>	<p>1 上記第1～8の各事業の効果的な推進及び職員の知識技能向上のための活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9月1日、暴追センター、県警察及び暴力追放相談委員、暴力追放ヘルパーの合同意見交換会を開催し、暴力団情勢等を含めた情報交換を実施 ○ 全国暴力追放運動推進センター等が主催する会議、講演会、研修会等への参加 ※ 9月2日、全国暴力追放運動推進センター専務理事及び事務局長研修会 ※ 10月19日、中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会定例連絡会 ※ 11月29日、全国暴力追放運動中央大会 ○ 新聞、刊行物等の活用による暴力団の活動実態調査 <p>2 その他、財団並びに都道府県センターとして、事業を推進するために必要と認められる事業を行った。</p>